

れることはない。

第 2 項 会員の入会条件は次のとおりとする。

A．年齢 15歳（中学校卒業）～25歳

B．対象 YMCA、ワイズメンズクラブの活動に関心のあるもの。

C．所定の手続きを済ませたもの。

D．会費を納入したもの。

第 3 項 クラブの年度は、毎年7月1日に始まり、6月30日に終わる。

第 5 条 財 政

第 1 項 クラブの財政は、会員が納める会費と西日本区から支援される支援金収入をもって賄われる。

第 2 項 会員は、クラブが定める会費を納めなければならない。

第 6 条 クラブ役員

第 1 項 クラブの役員は、定期総会で選出される会長1名、副会長1名、書記および会計若干名とする。

第 2 項 役員の任期は、各1年とし毎年7月1日に就任する。ただし、再任は妨げない。

第 7 条 役員を選出

第 1 項 役員会は、毎年の4月例会で役員選考委員若干名を任命する。

第 2 項 役員選考委員は、必要な役員候補者若干名を選び、5月例会に報告する。

第 3 項 次期役員は、5月の定期総会において出席者の3分の2以上の合意を得て任命される。

第 4 項 任期途中において役員に欠員が生じたとき、役員会は、その残任期間の後継者を任命することができる。

第 8 条 例会と総会

第 1 項 クラブは、毎月1回、日時を定めて定例会を開催する。この定例会は、必要に応じ、インターネットを利用して行うことができる。

第 2 項 クラブの総会は、定期総会と臨時総会とする。

A．定期総会は、毎年6月に開催する。

B．臨時総会は、会長が必要と認めたととき、または、3分の1以上の会員が会議の目的事項を会長に示し、請求したとき。

C．総会は、会長が議長を務める。

第 3 項 次の事項は総会の議決を必要とする。

A．会則の変更、諸規則、諸規定の制定および変更、廃止。

B．その他、役員会が認めた重要な事項。

第 8 条 役員会

第 1 項 第 6 条第 1 項の役員は、役員会を構成、会務を決し、執行する。

第 2 項 役員会は、原則として毎月 1 回定期に開催し、会長が召集し議長となる。

第 3 項 役員会には、全ての会員が自由に出席し意見を述べることができる。

第 4 項 役員会は、必要に応じ、インターネットを利用して行うことができる。

第 9 条 会則の改正

第 1 項 本会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって改正、改廃することができる。

2 0 年 月 日 制定

2 0 年 月 日 施行